

逗子市情報公開条例の一部改正（案）（公開決定期間等の規定の見直し）に関する意見を募集します。

1. 意見を募集する趣旨

逗子市情報公開条例の公開決定期間等の規定について、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い新たに制定した逗子市個人情報の保護に関する条例の開示決定期間等の規定に合わせるため、条文の見直しを行うものです。

なお、このことについて、逗子市情報公開運営審議会に諮問したところ、諮問の内容を適当と認める旨の答申が示されました。

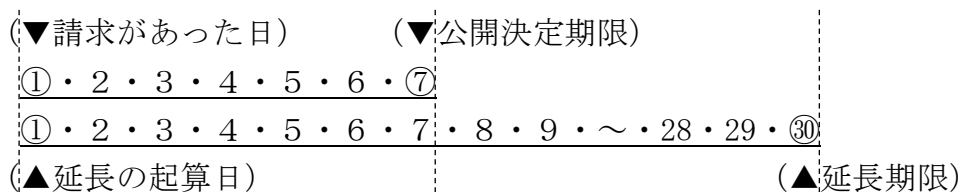
2. 条例改正の概要

逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）第10条第1項本文中「当該公開請求があった日から起算して7日以内に」を「当該公開請求があった日の翌日から起算して6日以内に」に改め、同項ただし書中「当該公開請求があった日から起算して30日を超えない範囲で決定期間を延長することができる」を「当該期間を23日以内に限り延長することができる」に改めます。

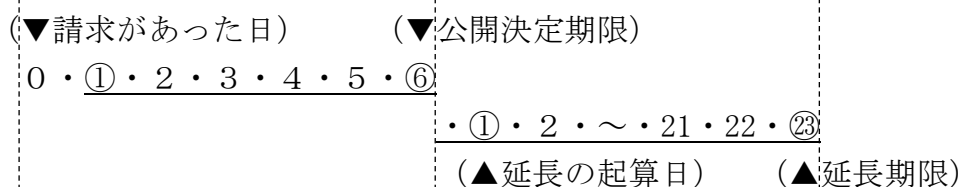
逗子市情報公開条例第15条第4項中「当該申出があった日から起算して30日以内に」を「当該申出があった日の翌日から起算して29日以内に」に改めます。

附則に、施行期日を令和6年4月1日と、経過措置としてこの条例の施行日前になされた公開請求及び不服又は相談等の申出については、なお従前の例によると定めます。

[現行]



[改正後]



(※請求があった日とは、情報公開請求書を受領した日のことをいいます。)

3. 条例改正の趣旨

改正された個人情報の保護に関する法律が令和5年4月1日に施行され、個人情報保護制度が、各自治体が定める個人情報保護条例の制度から、個人情報の保護に関する法律の規定に一元化されました。これに伴い、新たに施行条例として逗子市個人情報の保護に関する条例を制定しました。

これにより、逗子市情報公開条例と逗子市個人情報の保護に関する条例の情報公開決定等の期間の規定に差異が生じました。

情報公開条例第10条の規定に基づく情報公開決定等は、請求があった日から起算して7日以内と規定しています（初日算入）。

しかしながら、個人情報の保護に関する法律における期間計算の方法は、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算（初日不算入）し、同法第142条の規定により、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、その翌日をもって期間が満了することとし、また、これと異なる方法を条例（施行条例）で規定することを許容していません。

従来を維持することを目的に、初日不算入とすることによって開示決定期限の日数が延び、制度を利用する市民等にとって不利益が生じることがないように開示決定期限の日数の調整を行い、逗子市個人情報の保護に関する条例第4条の規定において、開示決定期限は、「請求があった日の翌日から起算して6日以内」と規定しています（初日不算入）。延長については、23日以内に限り延長できると規定しています。

情報公開条例第10条に規定する公開決定期間及び公開決定期間を延長する期間は初日算入としているところ、制度間の整合を図るため、逗子市個人情報の保護に関する条例に合わせ、初日不算入となるよう条文の見直しを行います。

逗子市情報公開審査委員の実施機関に対する勧告の期限についても、情報公開決定等の期間と同様の趣旨で条文の見直しを行います。

一部改正条例の施行期日を令和6年4月1日とし、経過措置を設けます。

【参考条文等】

※民法（明治二十九年法律第八十九号）第140条、第141条及び第142条

（期間の起算）

第140条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

（期間の満了）

第141条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第142条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

※逗子市個人情報の保護に関する条例第4条及び第12条

（開示決定等の期限）

第4条 開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して6日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を23日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（個人情報保護委員）

第12条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に関し、公正かつ簡易迅速に請求者の救済を図るため、逗子市個人情報保護委員（以下「保護委員」という。）を置く。

（略）

4 前項の規定による保護委員の実施機関に対する勧告は、当該不服の申出があった日の翌日から起算して29日以内に行わなければならない。この場合において、保護委員は、当該決定を行ったときは、その旨を不服の申出をした者に対して文書により速やかに通知しなければならない。

（略）

※逗子市情報公開条例第10条及び第15条

（公開するかどうかの決定）

第10条 実施機関は、公開請求のあったときは、当該公開請求があった日から起算して7日以内に、当該公開請求に対する公開又は非公開（第8条の規定により公開請求を拒むとき及び公開請求に係る情報を実施機関が保有していないときを含む。以下同じ。）の決定を行わなければならない。ただし、当該期間内に決定を行うことができないことについてやむを得ない理由があるときは、当該公開請求があった日から起算し

て30日を超えない範囲で決定期間を延長することができる。

(情報公開審査委員)

第15条 この条例による市の保有する情報の公開に関し、公正かつ簡易迅速に請求者の救済を図るため、逗子市情報公開審査委員（以下「審査委員」という。）を置く。

(略)

4 前項の規定による審査委員の実施機関に対する勧告は、当該申出があった日から起算して30日以内に行わなければならない。

(略)